ガス温水機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の一部を改正する告示案に対する意見募集の結果について

令和８年３月 18 日
資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部
省エネルギー課

「ガス温水機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の一部を改正する告示案」について、以下のとおり、パブリックコメントを実施いたしました。いただいた御意見及び御意見に対する当省の考え方を公表いたします。

1. 意見募集期間

令和７年 12 月 15(月）～令和８年１月 18 日（日）

2. 意見数

提出意見数：１件
うち本件に係る意見：１件

3. 御意見の内容及び御意見に対する考え方

寄せられた御意見の内容と御意見に対する考え方については以下のとおりです。
※なお、行政手続法第四十三条第二項の規定に基づき、寄せられた御意見は整理又は要約しています。

	御意見	御意見に対する考え方
1	１．改正後１-１(2)第２表備考４中「以下、同じ。」を「以下同じ。」とすべき。 ２．同１にイータについて以下同じとあるが、１-２(4)で別の意味に使われており、妥当でない。	１．御指摘を踏まえ、「以下、同じ。」から「以下同じ。」に修正いたします。 ２．御指摘を踏まえ、1-1(2)第２表備考１において、「以下同じ。」を削除し、イータについては各項において規定することとしました。